

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省）

制 度 名	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	企業（個人事業主を含む。）が障害者自立支援法の就労継続支援事業者等に対する発注額を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に行った固定資産について、上限の範囲内で当該増加額と同額の割増償却を認める措置を、平成 25 年度以降も延長する措置（5 年間の延長）を講ずるとともに、適用となる働く場に在宅就業障害者等を加えるもの。 ※（現行）就労継続支援事業者等 ここでいう就労継続支援事業者等とは、障害者自立支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A 型・B 型）、生活介護事業所、障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援（B 型）を行う事業所）、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所 ※適用となる「働く場」の対象拡大事業所等 ・ 障害者雇用促進法の在宅就業障害者 ・ 障害者雇用促進法の在宅就業支援団体 ・ 障害者基本法の規定により必要な費用の助成を受けている施設・障害者支援施設（就労継続支援 A 型を行う事業所）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲ 3 0 0 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 障害者自立支援法（平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）等の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援する。 (2) 施策の必要性 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。 就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっており、これを引き上げることが重要な課題の一つとなっている。（注1） 現在、障害者自立支援法や工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等や事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、より効果的に工賃引き上げを図るためには、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要である。 また、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、法定雇用率の1.8%を下回っていることから、障害者雇用をより促進するため、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要である。（注2） さらに、本年6月に成立した国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）では、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとされている。 障害者優先調達推進法においては、発注促進税制の対象施設に加え、障害者支援施設（就労継続支援A型を行う事業所）、障害者基本法の規定により必要な費用の助成を受けている施設、障害者雇用促進法の在宅就業障害者、在宅就業支援団体を対象としているが、これらの施設等も障害者の「働く場」とであると共に、そこで働く障害者の収入は非常に低い水準に留まっていることから、発注促進税制の対象にこれらの施設等を追加し、一般企業に対する働きかけを強化する必要がある。 （注1）平均工賃の推移 <table><tr><td>平成19年度</td><td>12,600円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>12,587円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>12,695円</td></tr></table> ※平均工賃は、工賃倍増5か年計画対象施設（就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設）の平均工賃 平成22年度 13,079円（注2）「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）の工程表では、2020年度までの目標として、「障がい者実雇用率2.0%」を掲げている。			平成19年度	12,600円	平成20年度	12,587円	平成21年度	12,695円
	平成19年度	12,600円							
平成20年度	12,587円								
平成21年度	12,695円								
今回の要望に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2 障害者の雇用を促進すること						

		政策の達成目標	・法定雇用率2.0%の達成 ・工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間の時限措置とする。 ・企業（法人）：平成25年4月1日～平成30年3月31日 ・個人事業主：平成26年1月1日～平成30年12月31日
		同上の期間中の達成目標	・法定雇用率2.0%の達成
		政策目標の達成状況	・平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は、1.65%
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させた場合に税負担を軽減させる。これにより就労継続支援事業者等との取引金額を増加させる効果があると考えられ、就労継続支援事業者等においては、収入が増えるため、障害者の雇い入れが促進され、実雇用率が伸びる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却（所得税・法人税） ・心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置（不動産取得税・固定資産税） ・心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・工賃向上計画支援事業（補助金） 400百万円 ・障害者雇用納付金制度（障害者雇用納付金事業） 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図り、全体として障害者の雇用水準を引き上げることが目的に、雇用率未達成企業から納付金（1人当たり月額5万円）を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金（1人当たり月額2万7千円）、報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図る各種助成金を支給している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	・当該措置は、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする「工賃向上計画の策定」を支援することで、就労継続支援B型事業所等における安定的・継続的な作業を確保するなど、工賃の引き上げに向けた取組を支援するもの。 ・障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることが目的として、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を特例子会社等にも支給している。
		要望の措置の妥当性	・就労継続支援事業者等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。就労継続支援事業者等は全国にあり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 21 年度減税額 1,316 百万円 平成 22 年度減税額 1,280 百万円 平成 23 年度減税額 1,776 百万円
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	・平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.65%と法定雇用率には届かないものの、雇用されている障害者の数は 8 年連続で過去最高となっており、障害者雇用の着実な進展が見られる。
	前回要望時の達成目標	・法定雇用率 1.8%を達成 ・平成 25 年度に雇用障害者数を 64 万人とする。 ・平成 20 年度から 24 年度の間ハローワークで 24 万人の障害者の就職を実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・平成 20 年度から 23 年度までのハローワークでの就職件数は約 20 万人であり、目標は達成見込みであるが、平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.65%であり、法定雇用率の 1.8%を依然として下回っている。理由としては、中小企業の実雇用率が引き続き低い水準にあるため。規模の小さい事業者は、経営環境が脆弱である上、障害者の働きやすい環境整備のためには、多額の設備投資を要するなど厳しい経済環境に置かれていることが考えられる。 ※雇用障害者数については、5 年ごとに雇用実態調査を行い、集計をしている。次回平成 25 年度に集計を予定。
これまでの要望経緯		平成 20 年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、認められた。平成 22 年度には、障害者の範囲の拡大（重度及び精神障害者以外の障害者である短時間労働者を追加）を行っている。 当初要望内容 企業（個人事業者を含む。）が障害者自立支援法の就労継続支援を行う事業者等、障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所に発注若しくは業務委託をした費用又は企業がその従業員に就労継続支援事業者等における工賃水準引き上げのための経営指導等を実施させるために必要な費用を過去 2 事業年度の平均額より増加させた場合、当該増加額の 25%の税額控除（税額の 10%を上限とする。）することを認めるもの。（適用期間：恒常的措置）